

飼料用輸入麦の特別売買契約の見積合せに買受けを目的として参加する者に必要な資格を取得するための申請書の記載要領（団体用）

令和 5 年 12 月 21 日
農林水産省農産局長

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで実施する飼料用輸入麦の特別売買契約の見積合せに買受けを目的として参加する者に必要な資格を取得するための申請を行う場合は、この記載要領に従い、飼料用特別売買麦買受資格審査申請書、その他審査に必要な書類を提出してください。

1 提出書類（提出部数各 1 部）

申請に当たっては、飼料用特別売買麦買受資格審査申請書（様式 4－Ⅱ－2）のほか、次に掲げる書類を提出してください。

- (1) 団体の定款
- (2) 団体の共同購入に参加する構成員の名簿（以下「共同購入者名簿」という。）
- (3) 団体及び共同購入者（共同購入者名簿に記載されている構成員をいう。以下同じ。）ごとの製造工場承認書
- (4) 団体の履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
- (5) 団体の財務諸表（貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書）
- (6) 団体の納税証明書
- (7) その他審査に必要と認めた書類

2 提出書類の記入方法についての注意事項

- (1) 提出書類に使用する言語は日本語を用い、楷書で明瞭に記入してください。
なお、ゴム印を使用できる箇所は使用可とします。
- (2) 記入事項の基準日は令和 6 年 1 月 1 日とします。

3 買受資格承認申請書の作成方法

飼料用特別売買受資格審査申請書

(様式4-Ⅱ-2)

買受資格審査申請書(様式4-Ⅱ-2)は以下の点に留意し作成してください。

- (1) 代表者は、団体の代表者とすること。
- (2) 直近1か年における飼料の取扱実績欄は、団体又はその構成員の各工場の飼料の販売数量合計を記入すること。

4 添付書類の作成方法

団体の定款 ※

申請書の提出時点で、最新の定款を添付すること。

共同購入者名簿

申請書の提出時点で、最新の構成員名簿を添付すること。(団体のみ)

団体及び共同購入者ごとの製造工場承認書

団体及び共同購入者のうち、麦について税関に承認された工場(共同購入者が複数工場を有する場合はその工場ごと)の製造工場承認書を添付すること。

団体の履歴事項全部証明書又は登記簿謄本 ※

審査実施年度内に発行された商業登記法(昭和38年法律第125号)第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等に記録されている事項の証明書を添付すること。

団体の財務諸表 ※

自ら作成している基準日の直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書を添付すること。(団体のみ)

団体の納税証明書 ※

審査実施年度内に発行された国税通則法施行規則(昭和37年4月2日付大蔵省令第28号)別紙第9号書式その3、その3の2又はその3の3であって、「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことを証明する税務官署が発行する証明書。(団体のみ)

その他審査に必要と認めた書類

以下の資料を添付すること。なお、これらの資料以外に、必要に応じて追加の資料を求めることがある。

- ・ 共同購入者以外の者に加工を委託している場合は、委託先の製造工場承認書及び委託先との委託契約書（委託加工した飼料用麦の所有権又は処分権が寄託者に帰属すること及び加工委託内容が記載されていること）。

※ 定款、履歴事項全部証明書又は登記簿謄本、財務諸表及び納税証明書については、申請と同一年度において政府所有米穀又は食糧用輸入麦の買受資格審査のために農林水産省農産局長に既に提出している場合は、その旨を別添のチェックリストに記載することで添付を省略することができる。

5 契約の範囲

この申請によって有資格者となった場合に参加できる売買契約の範囲は、基本要領第4章のⅡ第1の1に定める飼料用特別売買麦の買受けに係るもののほか、基本要領第3章のⅡ第1に定める飼料用輸入麦の買受けに係るものとする。

6 申請書提出後の注意事項

申請書提出後において、次の(1)から(5)までに掲げる事項について変更があった場合には、速やかに受付場所に連絡の上、その指示を受けるものとする。

- (1) 住所
- (2) 商号又は名称及び電話番号
- (3) 代表者氏名
- (4) 営業所の名称、所在地及び電話番号
- (5) その他経営の状況等

申請書類チェックリスト（団体用）

申請者 チェック欄	様 式	申 請 書 類	提出 部数	備考欄
☐	様式4-Ⅱ-2	飼料用特別売買麦買受資格審査申請書	各 1 部	—
☐	—	団体の定款		
☐	—	共同購入者名簿		—
☐	—	団体及び共同購入者ごとの製造工場承認書		—
☐	—	団体の履歴事項全部証明書又は登記簿謄本		
☐	—	団体の財務諸表（貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書）		
☐	—	団体の納税証明書		

- 注：1 定款、履歴事項全部証明書又は登記簿謄本、財務諸表及び納税証明書については、申請と同一年度において政府所有米穀又は食糧用麦の買受資格審査のために農産局長に既に提出している場合は、その旨を備考欄に記載願います。
- 2 その他審査に必要と認めた場合は、農林水産省から追加の資料を求められます。